

可児市公式ウェブサイトバナー広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の公式ウェブサイトへの広告掲載に関し、可児市広告掲載取扱要綱(平成18年可児市訓令甲第59号。以下「広告要綱」という。)に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、バナー広告とは、市の公式ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブサイトへリンクするものをいう。

(広告の種類及び範囲)

第3条 市の公式ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

2 市の公式ウェブサイトへ広告を掲載することができる者、広告のデザイン及びリンク先のウェブサイトの内容の範囲は、広告要綱第3条の基準に基づくものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

大きさ	縦50 ピクセル×横140 ピクセル
形式	GIF (アニメ及び透過GIF 不可)、JPEG、PNG
データ容量	10KB 以下

(広告の掲載位置及び枠数)

第5条 広告の掲載位置及び枠数は、トップページ内において市長が別に指定する。

(広告掲載の申請及び決定)

第6条 広告の掲載を希望する者は、掲載を希望する月の前々月の末日(当該末日が土、日、祝日、年末年始等の閉庁日の場合にあつては、当該末日の直前の開庁日)までに可児市公式ウェブサイトバナー広告掲載申請書(別記様式)に掲載を希望する広告の原稿を添えて、市長に申請するものとする。ただし、広告の掲載枠に空きがある場合において、市長が認めるときは締切日以後であっても申請できるものとする。

2 市長は、前項の申請があつたときは、広告の内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。この場合において、掲載を認めないことを決定したときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(広告の作成及び提出)

第7条 版下原稿の作成は広告主の負担において行い、広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、市に完全原稿を電子メール又は電子記録媒体により提出するものとする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、原則として1月単位とし、12月を限度として複数月にわたる掲載も可能とする。ただし、広告の掲載枠に1月未満の空きがある場合の掲載の可否等については、市と広告主で別途協議により決定する。

2 広告の掲載期間中において、広告主の責に帰さない理由により市が1日以上にわたり広告を掲載できなかった場合の取扱いについては、市と広告主で別途協議により決定す

る。ただし、次の各号に該当する場合は、特に対応しないものとする。

- (1) 機器等の保守のため市の公式ウェブサイトを一時停止した場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告掲載料)

第9条 広告の掲載料は一枠につき月額10,000円とする。ただし6月以上又は12月連続して掲載する場合は次のとおりとする。

連続掲載期間	1枠あたり月額
6月以上11月以下	9,000円
12月	8,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、別に定めがあるときは、広告掲載料を免除することができる。
- 3 広告主は、広告を掲載する月（複数月にわたり連続して掲載する場合にあっては、掲載開始月）の前月20日までに、第1項の広告掲載料を納付するものとする。ただし、第6条第1項ただし書の規定による申請があった場合は、この限りでない。
- 4 広告主及び市が互いに広告を掲載するときは、市は、広告掲載料を請求しないことができる。

(広告掲載の取り下げ)

第10条 広告主は、広告掲載の決定後においても、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告掲載を取り下げようとするものは、広告を取り下げる月の前月10日までに書面により市長へ申し出るものとする。

(広告掲載料の返還)

第11条 市長は、広告主からの広告掲載の取り下げがあった場合において、第9条第1項の規定に準じ、過納付分を返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の停止又は取消し)

第12条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を停止し、又は取消すことができる。

- (1) 広告主が、この要領に違反し、又は偽りその他不正な手段により広告掲載の決定を受けたとき。
 - (2) リンク先のウェブサイトが事前の連絡なく閉鎖されたとき。
 - (3) リンク先のウェブサイトの内容が、申請時から変更され、広告要綱第3条の基準を満たさなくなったとき。
 - (4) コンピュータウイルスの感染等により、リンク先のウェブサイトの正常なサイト運営が困難であると市長が判断したとき。
- 2 前項の規定による停止又は取消しにより広告主が受けた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

附 則

この要領は、平成18年12月20日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

可児市公式ウェブサイトバナー広告掲載申請書

年 月 日

可児市長 様

広告掲載希望者

住所（事業所所在地）

氏名（事業者名）

連絡先（担当者・電話番号）

可児市広告掲載取扱要綱及び可児市公式ウェブサイトバナー広告取扱要領に同意し、可児市公式ウェブサイトへのバナー広告の掲載を申請します。

なお、私（当社）の市税納付状況調査に同意します。

リンク先アドレス	
e-mail	
バナー広告の内容	別添のとおり（印刷物及びデータ）
掲載希望期間	年 月 日から 月間（連続12月まで）
広告主の概要	☐ 別添資料のとおり ☐ 下記のとおり
備考	

注意：1. バナー広告の規格は、縦50ピクセル、横140ピクセル、データ容量10KB以内
2. 掲載期間は、1か月単位
3. リンク先が中止、閉鎖等する場合、申請内容に変更が生じた場合等は、必ず連絡してください。

別記様式（第 10 条関係）

可児市公式ウェブサイトバナー広告掲載取り下げ申請書

年 月 日

可児市長 様

広告取り下げ希望者

住所（事業所所在地）

氏名（事業者名）

連絡先（担当者・電話番号）

可児市公式ウェブサイトへのバナー広告の掲載を自己の都合により取り下げます。

リンク先アドレス：

掲載取り下げ希望日：